

国民年金保険料の 免除制度をご利用ください

平成29年度の国民年金保険料は、月額16,490円となりますが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、役場窓口で申請手続きをしていただくことにより、下記のとおり保険料の納付が全額免除又は一部納付となる制度があります。

多段階免除の種類

「通常納付」 ⇒ 月額 16,490円

「全額免除」 ⇒ 保険料の全額を免除

「4分の1納付」 ⇒ 月額 4,130円

「2分の1納付」 ⇒ 月額 8,250円

「4分の3納付」 ⇒ 月額 12,370円

※金額は、平成29年7月～平成30年3月分の保険料です。平成30年4月以降の保険料は未定です。

平成29年度分の受付は7月1日からです。

【申請に必要なもの】

①年金手帳または基礎年金番号のわかるもの

②印鑑

③失業等を理由にする場合は「雇用保険受給資格者証」・「離職票」等

④代理申請の場合は、代理人の身分証明書(運転免許証・保険証等)

※平成29年1月2日以降に羅臼町へ転入された方は、日本年金機構より前住所地へ所得の照会等行いますので、平成29年1月1日時点での住所地を確認させていただきます。

※全額免除を受けている期間は、受給資格期間として含まれますが、全額免除以外の場合、保険料を納め忘れると将来の年金額に反映されず、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受取ることが出来なくなる場合があります。

※各免除制度を受けた場合、老後の受給額は一定の割合で減額されてしまいます。

※これらの制度をご利用いただく場合は、ご本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定の基準額以下であることが条件です。

